

目 次

津市規則

津市モーターボート競走実施規則の一部を改正する規則

津市告示

津都市計画の変更に係る縦覧

放置自転車の撤去及び保管

漁港の指定の取消し

自動車臨時運行許可番号標の失効

平成30年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

放置自転車等の撤去及び保管

国民健康保険被保険者証の無効

公示送達

津市公告

津市納税催告センター運營業務委託に係る条件付一般競争入札の執行

犬の抑留

負傷動物の収容

負傷動物の収容

平成30年2月分津市農用地利用集積計画の決定

開発行為に係る工事の完了

都市計画公園事業の事業認可

都市計画公園事業の事業認可に係る図書の写しの縦覧

都市公園の区域の変更及び供用開始

負傷動物の収容

津市上下水道事業告示

津市下水道排水設備指定工事店の指定

津市上下水道事業公告

津都市計画及び安濃都市計画下水道事業中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）の変更認可に係る図書の写しの縦覧

津都市計画下水道事業中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）の変更認可に係る図書の写しの縦覧

津市選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数

津市監査委員告示

監査結果の公表

財産区に係る監査結果の公表

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市モーターボート競走実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 3 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 6 号

津市モーターボート競走実施規則の一部を改正する規則

津市モーターボート競走実施規則（平成 18 年津市規則第 152 号）の一部を次のように改正する。

第 54 条第 2 項の表中

「

指定席の区分	入場料の額
プレミアム指定席 ソファークボックス （6 人までの 1 組につき）	6, 000 円

」

を

「

指定席の区分	入場料の額
プレミアム指定席 ラウンジ（1 室につき）	12, 000 円
プレミアム指定席 ソファークボックス （6 人までの 1 組につき）	6, 000 円

」

に、「5, 000 円」を「4, 000 円」に、「1, 000 円」を「500 円」に改める。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

津市告示第 3 2 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 3 0 年 3 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 都市計画の種類及び名称
津都市計画地区計画
豊が丘地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の地区
都市計画の図書において表示する。
- 3 縦覧場所
津市都市計画部都市政策課

津市告示第 3 3 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 2 条第 2 項に基づき撤去し、保管している自転車について、同条例第 1 6
条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 3 0 年 3 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 2 月 5 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 3 0 年 2 月 5 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 2 月 6 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 2 月 6 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 2 月 8 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 2 月 9 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 2 月 9 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 2 月 9 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 2 月 1 3 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 2 月 1 4 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 3 4 号

漁港漁場整備法（昭和 2 5 年法律第 1 3 7 号）第 6 条第 5 項の規定に基づき、
次のとおり漁港の指定を取り消すので、同条第 1 0 項の規定により告示する。

平成 3 0 年 3 月 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定を取り消す漁港

(1) 第 1 種白塚漁港

(2) 第 1 種河芸漁港

2 取消年月日

平成 3 0 年 3 月 1 0 日

津市告示第 35 号

津市自動車臨時運行許可に関する事務取扱規則（平成 18 年津市規則第 39 号）第 7 条の規定に基づき、失効した番号標について次のとおり告示する。

平成 30 年 3 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

自動車臨時運行許可番号標

三重	1 5 - 7 9	津
三重	2 0 - 0 9	津
三重	2 0 - 4 1	津

津市告示第 3 6 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 3 0 年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供するので、同条第 3 項の規定により、縦覧の場所及び期間を次のとおり告示する。

平成 3 0 年 3 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 縦覧場所

縦覧場所	縦覧できる地域
政策財務部資産税課 久居総合支所資産税課分室	津市全域
河芸総合支所市民福祉課	河芸地域
芸濃総合支所市民福祉課	芸濃地域
美里総合支所市民福祉課	美里地域
安濃総合支所市民福祉課	安濃地域
香良洲総合支所市民福祉課	香良洲地域
一志総合支所市民福祉課	一志地域
白山総合支所市民福祉課	白山地域
美杉総合支所市民福祉課	美杉地域

2 縦覧期間

平成 3 0 年 4 月 1 日から同年 5 月 3 1 日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。

津市告示第 3 7 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 2 条第 2 項、第 1 3 条第 2 項及び第 1 4 条に基づき撤去し、保管している
自転車等について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 3 0 年 3 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
柳山津興地内	1	平成 3 0 年 2 月 2 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 2 月 5 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 3 0 年 2 月 5 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 2 月 6 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 2 月 6 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 2 月 8 日
上浜町一丁目地内	1	平成 3 0 年 2 月 8 日
上浜町三丁目地内	1	平成 3 0 年 2 月 8 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 2 月 9 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 2 月 9 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 2 月 9 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 2 月 1 3 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 2 月 1 4 日
上浜町一丁目地内	1	平成 3 0 年 2 月 1 5 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 2 月 1 6 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 2 月 1 9 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成 3 0 年 2 月 1 9 日
栄町一丁目地内	1	平成 3 0 年 2 月 2 1 日
長岡町地内	1	平成 3 0 年 2 月 2 1 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 2 月 2 3 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 3 0 年 2 月 2 6 日
南が丘駅西公共自転車等駐車場	2 6	平成 3 0 年 2 月 2 7 日

南が丘駅東公共自転車等駐車場	13	平成30年	2月27日
阿漕駅前公共自転車等駐車場	29	平成30年	2月27日
フェニックス通公共自転車等駐車場	16	平成30年	2月27日
高茶屋小森町地内	1	平成30年	2月27日
久居新町地内	1	平成30年	2月27日
川方町地内	1	平成30年	2月27日
久居持川町地内	2	平成30年	2月27日
新家町地内	1	平成30年	2月27日
久居北口町地内	1	平成30年	2月27日
久居旅籠町地内	1	平成30年	2月27日
久居野村町地内	1	平成30年	2月27日
フェニックス通公共自転車等駐車場	7	平成30年	2月28日
津駅西第一公共自転車等駐車場	18	平成30年	2月28日
津駅西第二公共自転車等駐車場	13	平成30年	2月28日
津駅西第三公共自転車等駐車場	10	平成30年	2月28日

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市告示第 38 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 30 年 3 月 13 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0235762	平成 29 年 10 月 1 日	平成 30 年 2 月 23 日
0388207	平成 29 年 10 月 1 日	平成 30 年 2 月 14 日
0910976	平成 29 年 10 月 1 日	平成 30 年 2 月 1 日
9249643	平成 29 年 10 月 1 日	平成 30 年 2 月 19 日

津市告示第 3 9 号

下記の者の差押調書（謄本）及び配当計算書（謄本）は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 3 0 年 3 月 1 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	差押調書（謄本）及び 配当計算書（謄本）
〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	差押調書（謄本）及び 配当計算書（謄本）
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇〇	差押調書（謄本）及び 配当計算書（謄本）
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇	〇〇 〇	配当計算書（謄本）

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市公告第 21 号

次のとおり条件付一般競争入札（以下「本件入札」という。）を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 30 年 3 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 本件入札に付する事項

(1) 業務委託名

津市納税催告センター運營業務委託

(2) 業務委託の概要

公権力の行使に当たらない滞納者への電話による納税の呼びかけ（以下「電話催告」という。）と関連業務（詳細は、別紙仕様書参照）

(3) 業務の履行期間

2018 年（平成 30 年）4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで（36 ヶ月）

ア この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3、令第 167 条の 17 及び津市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 18 年津市条例第 319 号）第 2 条第 2 号に基づく長期継続契約です。

イ この契約は、履行期間の始期の属する年度に係る歳入歳出予算につき、津市議会の議決があったときに効力が生じるものとします。

ウ 津市は、この契約の締結の日の属する年度以降において、津市の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除することができます。

2 本件入札の参加者に必要な資格

参加資格要件は、下記の事項の全てに該当する者としてします。

(1) 令第 167 条の 4 の規定に該当しない者

(2) 納期の到来している国税・都道府県税・市町村税等を完納している者

(3) 業務実績

平成 25 年度から平成 29 年度の間、地方公共団体との間で、地方税

の電話催告を受託し完了した実績（１契約で履行期間が１年以上あり、かつ人口２０万人以上の地方公共団体での電話催告の実績。なお、複数年契約については、平成２５年度から平成２９年度の間に完了していれば可とします。）を有する者

- (4) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者（民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。）
- (5) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない者
- (6) プライバシーマーク・ＩＳＭＳ等の個人情報保護に関する事業者認定を受けている者
- (7) 一般労働者派遣事業の許可を受けている者
- (8) 津市建設工事等指名停止基準（平成２１年４月８日施行）による指名停止期間中でない者

3 本件入札の参加申し込みに係る書類の配布

(1) 期間

平成３０年３月１日（木）から平成３０年３月１２日（月）まで（土日を除きます。）

(2) 場所

津市政策財務部収税課

（〒514-8611 津市西丸之内２３番１号津市役所２階）

(3) 時間

市役所開庁日の午前８時３０分から午後５時１５分まで

(4) 上記以外の配布

インターネットによるダウンロードサービス

（津市ホームページ <http://www.info.city.tsu.mie.jp>）

4 本件入札に係る仕様書に関する質問及び回答

(1) 質問書の提出期限等

ア 提出期限

平成30年3月6日（火）午後5時15分まで

イ 提出場所

津市政策財務部収税課整理担当（〒514-8611 津市西丸之内23番1号 津市役所2階）

ウ 提出方法

仕様書に関する質問書（第1号様式）に質問内容を記入の上、提出場所に持参、郵送、電子メール又はFAX（電子メールの場合は、押印がわかるように第1号様式をPDFファイル等に複写すること。）により提出してください。

《送信先》

電子メール 229-3135@city.tsu.lg.jp

FAX番号 059-229-3331

エ その他

電話、口頭による質問、提出期限を過ぎて提出された質問書及び押印のない質問書は受け付けません。また、郵送・電子メール・FAXの場合は電話等で到着の確認を必ず行ってください。

(2) 質問に対する回答

ア 回答期日

平成30年3月8日（木）

イ 回答方法

津市ホームページ「事業主のみなさまへ」「税金」「その他」又は「事業主のみなさまへ」「入札・契約」「物件・業務委託関係」「発注情報（物件・業務委託）」において公開します。（質問者名は非公開とします。）

また、意見の表明と解されるものについては、回答しない場合があります。

なお、入札後において仕様書等についての不明を理由とした異議の申し立て及び回答に対する再度の質問は原則認めませんので、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

5 本件入札の参加資格の確認等

本件入札に参加しようとする者は、次に掲げるところにより書類等を提出

し、本件入札の参加資格の確認を受けなければなりません。提出期間内に当該書類等を提出しない者又は本件入札の参加資格を有することが認められなかった者は、本件入札に参加することはできません。

(1) 提出期限

平成30年3月12日（月）午後5時15分まで

※この期限を過ぎて送達された申請書類は受理しません。

また、郵送等の場合、未達等のトラブルに関して本市では一切の責任を負いませんので、必ず電話等で到着の確認を行ってください。

(2) 提出場所

津市政策財務部収税課整理担当（〒514-8611 津市西丸之内23番1号
津市役所2階）

(3) 提出方法

提出場所に持参又は郵送によるものとし、郵送の場合においては、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法によるものとします。

(4) 提出書類

提出書類は、次のアからケまでのとおりとし、それぞれ正本1部を提出してください。ただし、官公署が交付した証明書類等については、申請書提出時における最新のもの（申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの）を提出することとし、下記にコピー可と記載のある証明書類は、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大（原寸がA4版以外の版形のものは、できる限りA4版に拡大又は縮小すること。）であり、かつ、鮮明であるものに限り、写しによって差し支えないものとします。

なお、津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、オからキまでの書類の省略をすることができるので、アの書類の3の□にレ点を入れてください。

※申請書類は提出書類一覧表の番号順に並べて提出してください。

ア 条件付一般競争入札参加資格審査申請書（第2号様式）

イ 宣誓書（第3号様式）

ウ 業務実績届出書（第4号様式）及び当該業務委託契約書等（仕様書を含む。）の写し。また、1年以上の期間受託し、業務が完了していることを証明するものとして委託業務完了確認書等及び年間の通話件数のわかる書類を添付してください。（コピー可）

エ 完納証明書（コピー可）

地方公共団体で完納証明書がない場合には、滞納がないことを表す証明書に代えることができることとします。

（条件付一般競争入札参加資格審査申請書の提出日の前３ヶ月以内に証明されたものに限りです。オ及びカについても同じです。）

(7) 国税に関する証明書

国税の未納の税額がないことの証明書（個人事業主にあつてはその３の２、法人にあつてはその３の３）

(4) 都道府県税及び市町村税完納証明書

本社所在地における都道府県税及び市町村税等の完納証明書を提出してください。なお、支店等が本件の入札、契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税等の完納証明書を提出してください。（新規に支店等を開設した場合は「法人等開設届（写）」を添付してください。）

オ 登記事項証明書（現在又は履歴事項全部証明書）

カ 印鑑証明書（コピー可）

キ 使用印鑑届（様式第５号）

入札、見積及び契約について使用する印鑑が異なる場合は使用印を、実印と同じ場合は実印を押印したものを提出してください。

ク プライバシーマーク・ISMS等の個人情報保護に関する事業者認定を受けていることがわかる書類（コピー可）

ケ 一般労働者派遣事業の許可を受けていることがわかる書類（コピー可）

(5) 本件入札の参加資格の確認結果の通知

本件入札の参加資格の確認結果は、平成３０年３月１４日までに条件付一般競争入札参加資格審査確認結果通知書（第６号様式）により通知します。（入札者確認票（７号様式）入札書（第８号様式）を同封します。）

なお、本件入札の参加資格の確認を申請した時に提出された書類は、本件入札の参加資格の有無にかかわらず、返却しません。

6 入札及び開札

(1) 日時

平成３０年３月１６日（金）午前１１時００分から

(2) 場所

津市役所本庁舎５階 第５１会議室

(3) その他

入札前に入札者確認票（7号様式）を提出し確認を受けてください。

7 入札保証金

入札保証金は免除します。

8 入札の無効

規則第19条各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

9 契約保証金

契約を締結する際に、契約金額に12を乗じて得た額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができます。

10 その他注意事項

- (1) 入札にあたっては、入札書（第8号様式）を使用し、仕様書に基づく入札金額を鮮明に表示し、封筒（条件付一般競争入札参加者心得参照）に入れ、貼合わせ部分に3箇所の封印してください。

入札金額は、月額（消費税及び地方消費税抜き）をもって表示してください。また、再度入札（原則として2回）に備えて、入札書の予備を準備してください。

- (2) 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

なお落札は、予定価格の範囲内において、最低価格入札者とし、最低価格入札者が2者以上ある時は、くじ引きにより落札者を決定するものとします。

- (3) 本件入札に係る費用は、すべて入札者の負担とします。

- (4) 天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。なお、入札の中止等に至った場合においても見積もりにかかる費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

- (5) その他、入札の参加者は、別添「条件付一般競争入札参加者心得」に留

意の上、入札を行ってください。

【問い合わせ先】

〒 5 1 4 - 8 6 1 1	三重県津市西丸之内 2 3 番 1 号 政策財務部収税課整理担当
電話番号	0 5 9 - 2 2 9 - 3 1 3 5
F A X	0 5 9 - 2 2 9 - 3 3 3 1
メールアドレス	229-3135@city.tsu.lg.jp

津市公告第 2 2 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 3 0 年 3 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 抑留日 平成 3 0 年 2 月 2 8 日
- 2 抑留期間 平成 3 0 年 3 月 7 日まで

捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
津市芸濃町北神山	柴犬	茶	雌	小	9 1 日 以上	首輪あり

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2
三重県津保健所 衛生指導課
電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 1 2

津市公告第 2 3 号

三重県津保健所長から動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）第 3 6 条第 2 項の規定に基づく負傷動物の収容について通知がありましたので公告します。

平成 3 0 年 3 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 収容日 平成 3 0 年 2 月 2 8 日
- 2 収容期間 平成 3 0 年 3 月 6 日まで

収容した場所	動物種及び種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
津市一志町其村	猫（雑種）	キジ 白	雌	中	9 1 日 以上	

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2
三重県津保健所 衛生指導課
電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 1 2

津市公告第 2 4 号

三重県津保健所長から動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）第 3 6 条第 2 項の規定に基づく負傷動物の収容について通知がありましたので公告します。

平成 3 0 年 3 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 収容日 平成 3 0 年 3 月 5 日
- 2 収容期間 平成 3 0 年 3 月 1 2 日まで

収容した場所	動物種及び種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
津市白塚町	猫（雑種）	黒	不明	中	9 1 日 以上	

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2
三重県津保健所 衛生指導課
電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 1 2

津市公告第 25 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 30 年 3 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第 26 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 30 年 3 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 工事完了年月日

平成 30 年 3 月 7 日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市久居井戸山町字大口 860 番 2 ほか 2 筆、津市久居野村町字権田 32 番 1 の一部ほか 7 筆

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市久居二ノ町 1855 番地

学校法人野辺野学園

理事長 山中 理

津市公告第 27 号

三重県知事による津都市計画公園事業の認可の告示がありましたので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 66 条の規定に基づき次のとおり公告します。

平成 30 年 3 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 都市計画事業の種類及び名称
津都市計画公園事業
4・4・7 号香良洲高台防災公園
- 2 施行者の名称
津市
- 3 事務所の所在地
津市西丸之内 23 番 1 号
- 4 事業地の所在
津市香良洲町字新開地

津市公告第 28 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定により、三重県知事より津都市計画公園事業 4・4・7 号香良洲高台防災公園の事業認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同条第 2 項の規定により次の場所において縦覧に供します。

平成 30 年 3 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

縦覧場所

津市西丸之内 23 番 1 号

津市建設部建設整備課

津市公告第 29 号

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 及び津市都市公園条例（平成 18 年津市条例第 197 号）第 2 条の規定により、都市公園の区域を変更するので、次のとおり公告し、その関係図書を縦覧に供します。

平成 30 年 3 月 12 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 都市公園の名称、位置、区域及び供用開始の期日

都市公園の名称	位 置	区域	供用開始の期日
中勢グリーンパーク	津市あのかつ台五丁目 757 番 1 ほか	別図の とおり	平成 30 年 3 月 31 日

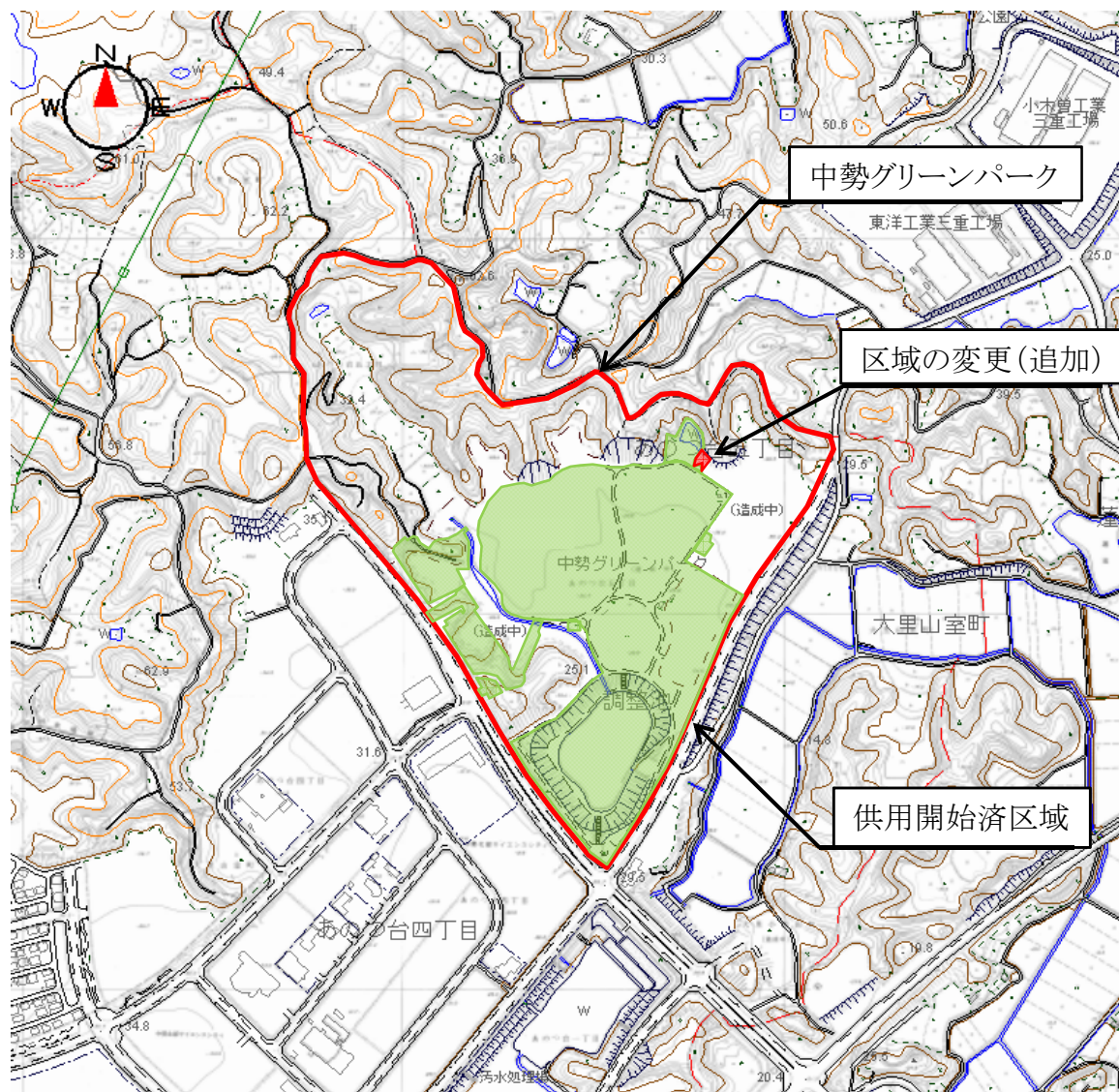
2 関係図書の縦覧場所

津市西丸之内 23 番 1 号

津市建設部建設整備課

中勢グリーンパーク

供用開始区域



津市公告第 3 0 号

三重県津保健所長から動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）第 3 6 条第 2 項の規定に基づく負傷動物の収容について通知がありましたので公告します。

平成 3 0 年 3 月 1 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 収容日 平成 3 0 年 3 月 1 0 日
- 2 収容期間 平成 3 0 年 3 月 1 6 日まで

収容した場所	動物種及び種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
津市片田新町	猫（雑種）	キジ トラ	オス	中	9 1 日 以上	

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2
三重県津保健所 衛生指導課
電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 1 2

津市上下水道事業告示第 8 号

津市公共下水道条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 1 号）第 6 条第 1 項の規定により、指定工事店を次のとおり指定したので、同条例第 1 7 条第 1 項の規定により告示する。

平成 3 0 年 3 月 1 4 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

指定した工事店

工事店名	所在地	指定期間
野口水道	鈴鹿市国府町 9 3 5 番地 3	平成 3 0 年 3 月 1 日から 平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで
N' s ホーム	多気郡明和町坂本 1 2 0 0 番地 8	平成 3 0 年 3 月 1 日から 平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

津市上下水道事業公告第2号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、三重県知事より津都市計画及び安濃都市計画下水道事業中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）の変更認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次の場所において縦覧に供します。

平成30年3月13日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

縦覧場所

津市殿村5番地

津市下水道局下水道建設課

津市上下水道事業公告第 3 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定により、三重県知事より津都市計画下水道事業中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）の変更認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 2 項の規定により、次の場所において縦覧に供します。

平成 3 0 年 3 月 1 3 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

縦覧場所

津市殿村 5 番地

津市下水道局下水道建設課

津市選挙管理委員会告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示する。

平成30年津市選挙管理委員会告示第10号は廃止する。

平成30年3月1日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

- | | | |
|---|---------|----------|
| 1 | 50分の1の数 | 4, 619人 |
| 2 | 6分の1の数 | 38, 489人 |
| 3 | 3分の1の数 | 76, 977人 |

津市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年3月1日

津市監査委員	大	西	直	彦
津市監査委員	駒	田	修	一
津市監査委員	安	藤	友	昭
津市監査委員	小	林	貴	虎

第1 監査をした者

津市監査委員	高	松	和	也
津市監査委員	駒	田	修	一
津市監査委員	安	藤	友	昭
津市監査委員	田	中	千	福

第2 監査の対象部局等

本件監査の結果に関する報告の対象となる定期監査及び行政監査の対象部局等は、次のとおりである。

1 部局

- (1) 政策財務部（秘書課、政策課（公平委員会を含む。）、東京事務所、広報課、財政課、市民税課、資産税課、収税課、特別滞納整理推進室、財産管理課、検査課）
- (2) 危機管理部（危機管理課、防災室）
- (3) 総務部（総務課、法務室（固定資産評価審査委員会を含む。）、行政経営課、人事課、調達契約課、情報企画課）
- (4) 市民部（市民課、市民交流課、地域連携課、人権課、男女共同参画室、地域調整室、アストプラザ）
- (5) スポーツ文化振興部（スポーツ振興課、産業・スポーツセンター推進室、国体・障害者スポーツ大会準備室、文化振興課）
- (6) 環境部（環境政策課、環境保全課、環境事業課、環境施設課）
- (7) 健康福祉部（福祉政策課、福祉監査室、子育て推進課、こども支援課、高齢福祉課、地域包括ケア推進室、障がい福祉課、援護課、介護保険課、

- 保険医療助成課、健康づくり課、地域医療推進室)
- (8) 商工観光部（商業振興労政課、経営支援課、企業誘致課、観光振興課）
 - (9) 農林水産部（農林水産政策課、林業振興室、水産振興室、農業基盤整備課）
 - (10) 都市計画部（都市政策課、開発指導室、交通政策課、津駅前北部土地区画整理事務所、建築指導課）
 - (11) 建設部（建設政策課、事業調整室、用地・地籍調査推進室、建設整備課、河川排水推進室、市営住宅課、営繕課、津北工事事務所、津南工事事務所）
 - (12) ボートレース事業部（経営管理課、事業推進課）
 - (13) 久居総合支所（地域振興課、市民課、福祉課、生活課、ポルタひさいふれあいセンター）
 - (14) 河芸総合支所（地域振興課、市民福祉課）
 - (15) 芸濃総合支所（地域振興課（棕本財産区を含む。）、市民福祉課）
 - (16) 美里総合支所（地域振興課、市民福祉課）
 - (17) 安濃総合支所（地域振興課、市民福祉課）
 - (18) 香良洲総合支所（地域振興課、市民福祉課）
 - (19) 一志総合支所（地域振興課、市民福祉課）
 - (20) 白山総合支所（地域振興課、市民福祉課）
 - (21) 美杉総合支所（地域振興課、市民福祉課）
 - (22) 上下水道事業管理室
 - (23) 水道局（水道総務課、営業課、工務課、浄水課、安芸事業所、一志事業所）
 - (24) 下水道局（下水道総務課、下水道建設課、下水道施設課）
 - (25) 消防本部（消防総務課、予防課、消防救急課、消防団統括室、通信指令課）、消防署（中消防署、北消防署、久居消防署、白山消防署）
 - (26) 会計管理室
 - (27) 議会事務局（議会総務課、議事課）
 - (28) 教育委員会事務局（教育総務課、学校教育課、教育研究支援課、人権教育課、生涯学習課、久居教育事務所、河芸教育事務所、芸濃教育事務所、美里教育事務所、安濃教育事務所、香良洲教育事務所、一志教育事務所、白山教育事務所、美杉教育事務所、津図書館）
 - (29) 監査事務局

(30) 農業委員会事務局

2 市立保育所

(1) 栗真保育園

(2) 乙部保育園

(3) 橋南保育園

3 市立学校・市立幼稚園

(1) 市立小学校

ア 敬和小学校

イ 藤水小学校

ウ 白塚小学校

エ 櫛形小学校

オ 雲出小学校

カ 高野尾小学校

(2) 市立中学校

東橋内中学校

(3) 市立幼稚園

ア 神戸幼稚園

イ 白塚幼稚園

ウ 雲出幼稚園

エ 高野尾幼稚園

第3 監査の対象年度及び事項

原則として平成29年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、必要に応じて、平成28年度以前のものを対象に含めた。

第4 監査の期間

監査の期間は、平成29年9月15日から平成30年1月30日までである。

第5 監査の方法

監査の方法は、監査の種別ごとに主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。

- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

第6 監査の結果

監査の結果、監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その是正措置を講じることなどを求める事項（極めて軽微な事項及び既に措置が講じられた事項を除く。）については、次に記載するとおりである。これらの事項がない監査対象部局等については、特に記載していない。

なお、市長その他関係のある執行機関は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

1 市民部（地域連携課）

行政財産の使用許可について、当該使用料に係る調定がなされていなかったが、調定日については、年間を一括して調定する場合には、年度当初に行うことが通例であり、会計管理室が作成する「会計事務の手引き」においても、調定日は歳入を収入（徴収）することが決定した日と示されていることから、適切な時期に調定を行われたい。

2 商工観光部

(1) 商業振興労政課

行政財産の使用許可について、当該使用料に係る調定がなされていなかったが、調定日については、年間を一括して調定する場合には、年度当初に行うことが通例であり、会計管理室が作成する「会計事務の手引き」においても、調定日は歳入を収入（徴収）することが決定した日と示されていることから、適切な時期に調定を行われたい。

(2) 経営支援課

普通財産の貸付けについて、当該財産貸付収入に係る調定がなされていなかったが、調定日については、年間を一括して調定する場合には、年度当初に行うことが通例であり、会計管理室が作成する「会計事務の手引き」においても、調定日は歳入を収入（徴収）することが決定した日と示されていることから、適切な時期に調定を行われたい。

3 芸濃総合支所（市民福祉課）

機能回復訓練用備品として津市芸濃保健福祉センター内において保管し

ている舟こぎ動作型体幹筋力トレーニングマシン（舟こぎマシン）について、長期間使用中止の状態で保管されていることから、当該物品の処分も含め、その取扱いを明確にされたい。

4 教育委員会事務局（人権教育課）

地域人権啓発推進事業委託について、当課において業務内容を定めた実施要領は作成されているものの、業務委託契約書においては業務内容に係る記載がないことから、当該実施要領に基づく仕様書を添付するなど、業務委託契約書において業務内容を明確に示されたい。

津市監査委員告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

平成 30 年 3 月 1 日

津市監査委員	大	西	直	彦
津市監査委員	駒	田	修	一
津市監査委員	安	藤	友	昭
津市監査委員	小	林	貴	虎

第 1 監査をした者

津市監査委員	高	松	和	也
津市監査委員	駒	田	修	一
津市監査委員	安	藤	友	昭
津市監査委員	田	中	千	福

第 2 監査の対象

監査の対象は、次の財産区における平成 29 年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、一部の財務及び事務の執行については、必要に応じて、平成 28 年度以前のものを対象に含めた。

- 1 榊原財産区（所管部局：久居総合支所地域振興課、榊原出張所）
- 2 河内財産区（所管部局：芸濃総合支所地域振興課）
- 3 波瀬財産区（所管部局：一志総合支所地域振興課、波瀬出張所）

第 3 監査の期間

監査の期間は、平成 29 年 12 月 8 日から平成 30 年 1 月 30 日までである。

第 4 監査の方法

監査の方法は、主に次の諸点に着眼し、財産区の所管部局から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。

- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

第5 監査の結果

監査の結果、榊原財産区、河内財産区及び波瀬財産区における財務及び事務の執行について、特に指摘する事項はなかった。